

負傷原因の 照会にご協力 お願いいたします

Check!

第三者行為によるケガ

協会けんぽからの照会に対し「第三者(他人)の行為によるものである」と回答された場合、「第三者行為による傷病届」を送付させていただきますので、届きましたら記入のうえご返送ください。



Check!

「業務中」もしくは「通勤途中」のケガ

協会けんぽからの照会に対し「業務中」もしくは「通勤途中」のケガと回答された場合、事業所様に確認のお手紙が送付されますので、ご回答をお願いいたします。業務中、通勤途中にケガで病院にかかる場合、健康保険は使えませんので、管轄の労働基準監督署にご連絡ください。



Point

あやまって健康保険が使われた場合は、**医療費を返還**していただくことになります。

健康保険を使ってケガの治療を受けた場合、「第三者のいる交通事故や暴力によるケガではないか」「業務中、通勤途中に発生したケガではないか」の確認のため、照会文書をお送りすることがございます。文書が届きましたら、ご返送くださいますようお願いいたします。



愛知支部 LINE公式アカウント はじめました

健康づくりに役立つ情報をお届けします。
友だち追加をお願いします。

友だち追加
こちらから

チャットボットのご案内



AIチャットがお答えします
お気軽にご質問ください

協会けんぽホームページにチャットボットを導入しております。資格情報のお知らせ、マイナ保険証、健康保険制度に関する疑問点など、加入者様が知りたい情報を見つけやすくするため、各制度の概要説明やホームページ内の掲載箇所を案内しています。

「医療費のお知らせ」をお送りします

医療費のお知らせの見方やよくある質問を掲載しています。詳しくはこちらもご覧ください。



協会けんぽでは、健康の大切さについて関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

ご担当者様へのお願い

個人情報保護のため、お手元に届きましたら**未開封のまま**従業員の皆様にお渡しください。(医療機関の受診がない方など、一部の方には発送されない場合があります。)

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」が届いた場合は同封の返信用封筒にてご返送ください。



マイナポータルでもご自身の医療費を閲覧できます。詳しくは、マイナポータル(総務省)のホームページをご覧ください。



対象期間 掲載している診療期間	主に令和5年9月診療分～令和6年8月診療分まで
発送時期	令和7年1月10日(金)から1月23日(木)にかけて順次事業所様へ送付予定



「医療費のお知らせ」は**医療費控除の確定申告手続き**に使用可能です。

医療費控除の適用を受ける場合は、必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。「医療費のお知らせ」を添付することにより、「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。



令和6年9月～令和6年12月診療分などの「医療費のお知らせ」に記載のないものについては、医療機関等からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」にご記入いただく必要があります。



国税庁からのお知らせ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、スマートフォンやパソコンで医療費控除の申告ができます。

以下のものがあれば、マイナポータルと連携して医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダー)



※マイナポータル連携の詳細については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。
 ※マイナポータル連携で医療費の情報を取得すれば、1年間分の情報が連携対象となります。(令和4年以降)
 ※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補てんされる金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

協会けんぽの 年末年始営業日のお知らせ

年末 令和6年12月27日(金) 17時15分まで

年始 令和7年1月6日(月) 8時30分から



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ
〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

申請書の提出は郵送をご利用ください。
郵便番号と宛名のみでOK!

☎ 052-856-1490 (代表)

受付時間 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始を除く